平成２９年（フ）第２２０号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目２番地１
日の出３Ｆ40―２
債務者　結城　尹正
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２００号
群馬県高崎市常盤町111番地　高崎昭和ビル304号
債務者　屋城真樹雄
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５６９号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－５－502
債務者　坂本　　聡
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６１７号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷54番地３　プレジール・アルファコート302号　前田方、住民票上の住所東京都荒川区西尾久４丁目17番７号
債務者　川上　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９４号
千葉県東金市中野657番地39
債務者　塚本　信行
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３０号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地412
債務者　稲葉　道子（旧姓津堀）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９１号
愛知県江南市木賀東町新宮183番地
債務者　生田　　敦
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８００号
大阪府藤井寺市御舟町３番５号
債務者　竹中　伴枝（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４２号
堺市堺区大浜中町１丁２番20―702号
債務者　宮岡　亜希
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７７号
大阪府松原市上田７丁目３番23号
債務者　村上　明美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９００号
堺市中区深井中町915番地２　ＷＡＫＯマンション103号、前住所堺市中区八田西町２丁３番18―103号
債務者　吉村　梨奈（旧姓岩浅）
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９２７号
大阪府藤井寺市大井３丁目２番34号
債務者　西本美代子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９３１号
大阪府高石市千代田６丁目５番16号
債務者　福添　信治
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９３２号
大阪府南河内郡河南町大宝４丁目28番18号、前住所奈良県宇陀市菟田野上芳野313番地
債務者　宮原　潤子
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４２号
大阪府羽曳野市向野510番地の１
債務者　和島梅代こと　李　　梅代
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
新潟県上越市昭和町２丁目８番39号　アパートメント昭和　203号
債務者　江口　啓太
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第７３号
新潟県上越市本町６丁目１番18号
債務者　多田　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１８０号
長野市三輪４丁目１番16号　サンディタウン本郷103
債務者　遠藤　正司
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係